

受理年月日	令和6年12月13日	付託年月日	令和6年12月16日	所管委員会	教育こども委員会
番 号	6 年 請 願 第 4 号				
件 名	旧柏原公民館への児童館の設置について				
請 願 者	外 4,054人 4,413人 (R7.8.12) 4,423人 (R7.8.15)				
紹 介 議 員	堀内[筆頭]、倉元、中山、綿貫、森				
分割付託	なし				
要 旨	1989年11月20日に国連で子どもの権利条約が採択され、日本は1994年にこの条約を批准しました。政府をはじめ大人は、子どもたちに子どもの権利条約を伝え、その権利（生きる、育つ、守られる、参加する）を守る責任があります。 それを継続的に実施するには、日常的な居場所となる施設と子どもに寄り添える人が必要です。それができるのが児童館です。児童館とは、ゼロ～18歳未満の子どもたちが遊びを通して育つこと、子どもたちの声が運営に生かされること、地域の中で子どもたちの力を発揮できる機会をつくることを大切にすることです。もちろん、何もせずゆっくり寝転んでいることもできます。 子どもが自分らしく安心して過ごせる児童館が身近な地域にあり、子どもが自分で行きたいときに行き、そこで人とつながり、自分の思いや意見が大切にされることが必要です。 しかし、福岡市には児童館が中央区に1か所しかなく、南区から利用しているのはごく僅かです。校区外に子どもだけでは行けませんし、交通費も時間もかかり、日常的に利用するのは現実的ではありません。 柏原小学校区には保育園から高等学校まであり、乳幼児から18歳までの子どもたちが日々過ごしています。子どもたちが、安心して過ごせる居場所がこの地域にも必要です。 そこで、本市の財産である旧柏原公民館（南区柏原五丁目20）を子どもたちのために役立てるため、以下の事項を請願します。 1. 旧柏原公民館に専門職員のいる児童館を造ること。				
審 査	令和 年 月 日	結 果		委員会 令和 年 月 日	
年 月 日	令和 年 月 日			本会議 令和 年 月 日	
	令和 年 月 日				

2024年12月13日

福岡市議会議長

打越基安 様

請願者

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

外 4054 名



福岡市議会議員 打越基安殿

南区旧柏原公民館に児童館設置を求める請願

1989年11月20日に国連で子どもの権利条約が採択され、日本は1994年にこの条約に批准しました。政府をはじめ大人は、子どもたちに子どもの権利条約を伝え、その権利（生きる・育つ・守られる・参加する）を守る責任があります。

それを継続的に実施するには、日常的な居場所となる施設と子どもに寄り添える人が必要です。それをできるのが児童館です。児童館とは、0～18歳未満の子どもたちが遊びを通して育つこと。子どもたちの声が運営に活かされること。地域の中で子どもたちの力を発揮できる機会をつくることを大切にすることです。もちろん、何もせずゆっくり寝転んでいることもできます。

子どもが自分らしく安心して過ごせる児童館が身近な地域にあり、子どもが自分で行きたいときに行き、そこで人とつながり、自分の思いや意見が大切にされることが必要です。

しかし、福岡市には児童館が中央区に1箇所しかなく、南区から利用しているのはごくわずかです。校区外に子どもだけではいけませんし、交通費も時間もかかり、日常的に利用するのは現実的ではありません。

柏原小学校校区には保育園から高等学校まであり、乳幼児から18歳までの子どもたちが日々過ごしています。子どもたちが、安心して過ごせる居場所がこの地域にも必要です。

そこで、福岡市の財産である旧柏原公民館（南区柏原5丁目20）を子どもたちのために役立て、専門職員のいる児童館をつくってください。

【請願項目】

旧柏原公民館に専門職員のいる児童館をつくってください

氏 名	住 所

旧柏原公民館に児童館設置を求める会
連絡先： XXXXXXXXXX